

平成27年9月

篠栗町議会第3回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：9月8日(火)～18日(金) 11日間)

会 期	月	日	曜		開 議 時 刻	摘 要
第1日	9	8	火	本会議	午前10時	開 会
						・会議録署名議員の指名
						・会期の決定
						・議案の上程(提案理由説明)及び質疑
						・請願の報告
						・議案等の委員会付託
・採決						
第2日	9	9	水	考 案 日		
第3日	9	10	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	11	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	9	12	土	休 会		閉 庁
第6日	9	13	日	休 会		閉 庁
第7日	9	14	月	決 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	15	火		午前10時	・付託案件審査
第9日	9	16	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	17	木	予 備 日		
第11日	9	18	金	本 会 議	午前10時	・各付託案件委員長報告
						・採決
						・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成27年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成27年9月8日(火) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 請願の報告について

第5, 議案等の委員会付託について

第6, 議案第43号 篠栗町公平委員会委員の選任について

第7, 議案第44号 篠栗町公平委員会委員の選任について

第8, 議案第45号 篠栗町公平委員会委員の選任について

第9, 議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第10, 議案第47号 篠栗町教育委員会委員の任命について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
42	専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
48	篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会
49	篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
50	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
51	篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
52	篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定について	総務建設 常任委員会
53	平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
54	平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について	決算 特別委員会
55	平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について	決算 特別委員会
56	平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分 及び決算の認定について	決算 特別委員会
57	平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について	決算 特別委員会
58	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
59	平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
60	平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について	予算 特別委員会

請願文書表

請願 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨・請願者・紹介議員	付託委員会
1	平成 27 年 8 月 24 日	「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願 請願の要旨： 請願書添付につき省略 請願者の住所及び氏名： (住所)篠栗町大字和田910－175 (氏名)一ノ瀬 治茂 紹介議員： 田辺 弘之 栗須 信治	文 教 厚 生 常 任 委 員 会

平成27年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成27年9月18日(金)午前10時開議

第1, 議案の撤回請求について

第2, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第3, 議案の委員会付託について

第4, 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

第5, 議案第48号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

第6, 議案第49号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第7, 議案第50号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第8, 議案第51号 篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定について

第9, 議案第52号 篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定について

第10, 議案第53号 平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について

第11, 議案第54号 平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第12, 議案第55号 平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第13, 議案第56号 平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第14, 議案第57号 平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第15, 議案第59号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

第16, 議案第60号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第17, 請 願 1 号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

- 第18, 発議第2号 篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例の一部を改正
する条例の制定について
- 第19, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議案付託表(案)

議案 番号	件名	付託委員会
61	平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)修正 について	予算特別委員会

平成27年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成27年9月10日(木) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	3 番	栗須 信治	議 員
2.	12番	荒牧 泰範	議 員
3.	10番	松田 國守	議 員
4.	4 番	山田 眞士	議 員
5.	2 番	田辺 弘之	議 員
6.	1 番	古屋 宏治	議 員
7.	7 番	横山 久義	議 員

平成27年第3回(9月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

9月8日(開会)

平成27年 第3回 定例会 会議録

日時 平成27年9月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	6番	今	長	谷	武
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園 長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10 時 00 分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は広報担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、平成 27 年第 3 回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則 120 条の規定により議長において、7 番 横山久義議員、8 番 大楠英志議員を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 11 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日より 9 月 18 日までの 11 日間に決定いたしました。

日程第 3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第 42 号から議案第 60 号までの計 19 議案と請願 1 件でございます。

それでは、議案第 42 号から議案第 60 号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

本日、平成 27 年第 3 回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜りまして誠にありがとうございました。

今年の夏は、例年にも増して暑さが厳しかったように思われますが、その一方で、毎年心配しております集中豪雨による土砂災害もなく秋を迎えることができました。

台風 15 号が直撃した 8 月 25 日未明には、大雨洪水警報の発令と同時に、「防災篠栗」から町内緊急放送を行い、注意を呼びかけましたが、幸い大した被害もな

く、午前１１時１５分に解除となりました。

今のところ、今年夏の警報はこの１回だけであります。

９月は台風シーズンでございます。今後とも注意・警戒を怠らないよう努めてまいります。

議案の説明に入ります前に、６月議会以降の諸情勢報告をいたします。

篠栗町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてでございますが、昨日、第４回 篠栗町総合戦略審議会を開催いたしました。

本審議会では、篠栗町が持つ課題の整理を進め、将来人口ビジョンを実現するための今後５年間の篠栗町創生総合戦略の年内策定に向けての大詰めの審議が進められております。１０月にたたき台をつくり上げ、年内に福岡県・国に報告できるよう会議を進めてまいります。

７月に福岡県から５月に制定されました、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の概要についての説明を受けました。「持続可能な社会保険制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる」として、成立した今回の法律では、国民健康保険の安定化に向けて、国保への財政支援の拡充により財政基盤を強化。具体的には、２７年度から約１，７００億円、２９年度以降は毎年３，４００億円の財政支援でございます。

また、平成３０年度からは、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するとの措置を講ずるものであります。

詳細は今後、協議が進められますが、県と市町村が共同で国民健康保険制度を運営し、国が給付費に必要な費用を全額、市町村に支払う交付金の交付という形で支払うとするもので、国民健康保険制度が抱える、年齢が高く医療費水準が高い、低所得者層が多い、小規模保険者が多いという構造的な課題を改善するための大きな改正でございます。

篠栗町におきましても、国民健康保険制度運営については、大変苦慮している状況であることから、ありがたい制度改正であります。

今後、詳細な内容が決定されれば、逐次報告いたします。

既に広報ささぐり８月号にて御案内しておりますが、いよいよ１０月からマイナンバー（個人番号）が通知されます。

必要な方には申請に基づいて、平成28年1月から準備でき次第、個人番号カードを交付することになります。

この社会保障税番号制度（マイナンバー制度）でございますが、これは国民一人一人の情報を適切に把握し、さまざまな機関に存在する情報が同一人の情報であることを確認するために導入される制度でございます。行政機関・地方公共団体での作業の効率化、手続の簡素化による国民の利便性の向上、不正の防止等による公平・公正な社会の実現に資するための制度であります。

今後とも、町民の皆様の疑問・要望に正確に応えながら、制度のスムーズなスタートを目指したいと考えております。

去る8月31日に監査委員による定期監査報告を受けました。

「予算は概ね、その目的に沿って執行され、所期の成果を収めているものの、経常収支比率をはじめ諸指標は厳しい比率である。今後とも常に、行財政改革を行い、自主財源の増加を図るとともに、一切の無駄を省く効率的な執行体制が求められる。職員の事務レベルについては、目標高く努力していることは認めるが、まだまだ些細なミスが目立っている、正確な事務に努めるよう期待する」との御意見をいただきました。

無駄を省いた効率的な業務の執行と事務のレベルの向上は、町民の皆様に安心と安全を提供する私たちの重要な役目であると考えます。

今後とも、更なる適正事務の遂行に努めてまいります。

これまでの議会の諸情勢報告の中でも紹介したことのある経済学の権威である神野直彦先生の近著で『「人間国家」への改革―参加保障型の福祉社会をつくる―』という本が出ました。

今後の日本社会を考えるうえで、大変重要な示唆に富んだ1冊でございます。

『人間の尊厳と魂の自立を可能にする政治・社会・経済体制はどう構築されるか。経済学から民主主義を再考する。人を「手段」としない社会を取り戻す。』と帯びに書かれたこの本に心に響く一節がございました。

恐怖をあおる「地方消滅論」という項で、『「人口減少社会」という未来への予言の恐怖は、人口減少そのものよりも、2040年には896の地方自治体が消滅するという「地方消滅論」によってあおられているといえることができる。人間は、人口ではない。人口ではない人間が、どうして人口になるのかと言えば、それは「人間の社会」が「人間を目的とする社会」から「人間を手段とする社会」を目指そうとするからである。つまり、人間を「労力・兵力」などという手段としてしか

認識しなくなると、人間は人口と観念されてしまうのである。』と主張されております。

地方創生では、篠栗町の将来の人口ビジョンを立てなければなりません。

この人口ビジョンは神野先生の主張する如く、篠栗町における将来の「人間社会」を実現するための人口ビジョン、すなわち、篠栗町に住むことで地域に溶け込み、地域が受け入れる心の広い社会の形成の中に生まれる将来人口ビジョンでなければならないと考えております。

そうした視点をもとに、篠栗町創生総合戦略とともに一貫性をもって構築することこそ、篠栗町創生総合戦略策定においてぶれてはならない軸でなかろうかと考えます。

今後とも、各方面における、更なる慎重な論議を期待いたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第42号から議案第60号までの19議案について説明をいたします。

議案第42号は、専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)であります。

本議案は、平成27年第1回臨時会、議案第30号において、篠栗町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分の議会承認を得ておりましたが、改正条文に漏れがあったため本条例の一部を追加改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を1万円引上げて52万円に、後期高齢者支援金分を1万円引上げて17万円に、介護分を2万円引上げて16万円に改正するものであります。

議案第43号から議案第45号までの3議案は、糟屋郡公平委員会委員の選任についてであります。

本議案は、糟屋郡公平委員会委員の3名が、本年10月31日をもって任期満了となるため、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第43号は、新宮町在住の藤田清満氏の選任であります。

議案第44号は、粕屋町在住の山田裕嗣氏の選任であります。

議案第45号は、宇美町在住の櫻木幸弘氏の選任について。

それぞれ同規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第46号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

す。

本議案は、現委員であります井口彌江氏が本年１２月３１日をもって任期満了となるため、後任の候補者として、中島京子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第４７号は、篠栗町教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、現委員であります村嶋史枝氏が、本年９月３０日をもって任期満了となるため、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第４８号は、篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が、番号法第９条第２項及び同法第１９条第９号に規定する個人番号の利用及び特定個人情報の提供を可能にする必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第４９号は、篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、番号法第３１条に基づき、保有する特定個人情報の保護を実施するにあたり、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、特定個人情報ファイルの保有並びに特定個人情報の利用制限及び利用停止について規定するとともに、特定個人情報保護評価に関する事項を篠栗町情報公開個人情報保護審査会の所掌事務とするものであります。

議案第５０号は、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、番号法が本年１０月５日に一部施行されるに当たり、住民へ交付される通知カードの再交付手数料に関する規定を追加する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第５１号は、篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、本年３月に策定された篠栗町都市計画マスタープランの重点施策である住民・事業者と行政の協働による都市づくりを行う一つの手法である地区計画制

度を適正に運用するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、都市計画法第16条第1項の規定による地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催等、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる規定及び同条第3項の規定による申し出方法を定めるものであります。

議案第52号は、篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定についてであります。

本議案は、再生可能な森林資源や食品廃棄物など、バイオマスエネルギーを活用したバイオマス産業都市構想の策定に関して、有識者の意見等を聴取するため本条例を制定するものであります。

議案第53号から議案第55号までの3議案は、平成26年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第53号は、平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第54号は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第55号は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

以上3議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第56号は、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金1,661万5,731円を減債積立金へ積立てし、これを取り崩して自己資本金に組み入れるもの及び平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第57号は、平成26年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金2億789万5,905円を繰越利益剰余金とし、減債積立金2,058万7,005円を取り崩して自己資本金に組み入れるもの及び、

平成２６年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第３０条第４項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第５８号は、平成２７年度篠栗町一般会計補正予算（第２号）についてであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億９,０１９万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９６億８,９５７万４,０００円とするものであります。

歳入につきましては、平成２６年度に確定しました繰越金１億１,９７０万８,０００円を増額するほか、主なものといたしまして、地方特例交付金３９４万７,０００円、国庫支出金１６９万２,０００円、県支出金６００万６,０００円、諸収入１,１７１万１,０００円を増額補正するものであります。

また、町債のうち、地域活性化事業債３,２４０万円、臨時財政対策債７２５万９,０００円、防災対策事業債２,０００万円を増額し、普通交付税１,２５２万４,０００円を減額補正するものであります。

主な歳出につきましては、まず総務費におきまして、バイオマス産業都市構想計画策定業務委託に３５０万２,０００円、九大演習林の購入用地の地質調査業務に２,１６７万６,０００円、マイナンバー制度導入に伴い、庁舎窓口の住民サービス向上のための１階フロアの全面改修及び情報システムのセキュリティーに万全を期すためのネットワーク整備に１億４万４,０００円を追加計上するものであります。

民生費におきましては、シルバー人材センター運営費補助金５０万円、障害者自立支援事業費、障害者自立支援サービス事業費、重度障害者医療費等の国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還に１,０４１万５,０００円を追加計上するものであります。

衛生費におきましては、未熟児の出産増加に伴う療育医療費４００万円を追加計上するものであります。

商工費におきましては、当初予算で計上しておりました観光農園調査委託料を地方創生事業費で支出することにより、２７０万円を減額、若杉地区公衆トイレの増築費用に３,３６９万６,０００円を追加計上するものであります。

土木費におきましては、道路改良費に２,０００万円、道路用地購入に伴う経費として５７０万円、健康広場設置予定用地の測量業務に２５８万７,０００円を追加計上するものであります。

消防費におきましては、小型ポンプの老朽化に伴い２台の購入費用として３４８万円を追加計上するものであります。

教育費におきましては、勢門小学校が教育発表会の指定校として委嘱されたことに伴い、準備経費として9万2,000円、子どもたちが読書を行うことを推進する経費として12万1,000円追加計上するものであります。

公債費におきましては、平成27年度の元利償還金が確定したことに伴い、元金309万円、利子1,092万6,000円を減額補正するものであります。

次に、地方債の追加及び変更の補正につきましては、地域活性化事業債の借入限度額3,240万円を追加し、臨時財政対策債の借入限度額を4億1,725万9,000円に、防災対策事業債の借入限度額を9,300万円に変更するものであります。

議案第59号は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本議案は、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び平成26年度の国庫金等の精算に伴う返還金の補正により、歳入歳出それぞれ6,076万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ38億1,722万4,000円とするものであります。

議案第60号は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本議案は、平成26年度の保険料及び滞納繰越額の確定に伴う保険料負担金の補正により、歳入歳出それぞれ970万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億186万6,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいま提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようです。

質疑を終わります。

日程第4、請願の報告をいたします。

請願1件を受理しております。

事務局より報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原 眞也） 本議会に請願1件の提出がありましたので報告いたします。

請願 1 号。受理年月日 平成 27 年 8 月 24 日

件名 「小人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願者の住所,氏名でございます。

篠栗町大字和田 9 1 0 の 1 7 5

一ノ瀬 治茂氏

紹介議員は、田辺 弘之議員と栗須 信治議員でございます。

なお、請願の趣旨等につきましては、資料のとおりでございますので省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) 日程第 5、議案等の委員会付託についてを議題といたします。

議案第 42 号から議案第 60 号までの 19 議案と請願 1 件を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 43 号から議案第 47 号は人事案件でございますので、委員会への付託を省略し本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第 42 号及び議案第 48 号から議案第 52 号までの 6 議案と請願 1 件につきましては、議案付託表及び請願文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたします。

次に、議案第 53 号から議案第 57 号までの決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く 10 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第 58 号から議案第 60 号までの補正予算については、議長を除く 1

1人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより委員長は、5番 村瀬敬太郎議員、副委員長は、6番 今長谷武和議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、6番 今長谷武和議員、副委員長は、5番 村瀬敬太郎議員です。

最後に報告4件については、15日の決算審査終了後と16日の予算審査終了後に分けて全員で報告を受けたいと思います。

日程第6、議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第6、議案第43号から日程第8、議案第45号までの3議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし3議案一括して説明を受け、採決については1議案ごとに行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案第43号から議案第45号までの3議案を一括議題といたします。

3議案一括して、大塚総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(大塚 哲雄) それでは議案の説明をいたします。

議案第43号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡新宮町下府3丁目6番18号

氏名 藤田清満

生年月日 昭和25年11月24日 64歳

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。糟屋郡公平委員会委員が、平成27年10月31日で任期満了となる

ことに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

議案第44号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて議会の同意を求める。

住所 糟屋郡粕屋町仲原1丁目9番20号

氏名 山田裕嗣

生年月日 昭和23年6月14日 67歳

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。糟屋郡公平委員会委員が、平成27年10月31日で任期満了となることに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものである。

履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

議案第45号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき、下記の者を糟屋郡公平委員会委員に選任することについて、議会の同意を求める。

住所 糟屋郡宇美町宇美1丁目8番47号

氏名 櫻木幸弘

生年月日 昭和26年10月18日 63歳

平成27年9月8日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。糟屋郡公平委員会委員が、平成27年10月31日で任期満了となることに伴い、後任委員を選任するに当たり、糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

同じく履歴につきましては裏面に掲載をいたしております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの総務課長の説明に対し、一括して質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております3議案は人事案件でございますので、討論は省略

したいと思います。

これに御異議はありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

まず日程第６、議案第４３号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

本案に賛成の方は、御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４３号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第７、議案第４４号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

本案に賛成の方は御起立願います。

はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第４４号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第８、議案第４５号 糟屋郡公平委員会委員の選任について。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第９、議案第４６号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
を議題といたします。

議案の説明を井上福祉課長に求めます。

○福祉課長（井上 勝則） では、議案第４６号につきまして御説明いたします。

議案第４６号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を
人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議
会の意見を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字津波黒１１２番地１９５

氏名 中島京子

生年月日 昭和２２年７月２５日

平成２７年９月８日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由といたしまして、現在、人権擁護委員４名で活動されてありますが、そ
の中の井口彌江氏が、平成２７年１２月３１日で任期満了となりますので、法務大
臣に推薦するために後任者の候補者といたしまして、議会の意見を求めるものです。

中島京子氏の履歴につきましては、次ページに載せさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４６号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第１０、議案第４７号 篠栗町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を佐伯学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（佐伯 和久） 議案第４７号の説明を行います。

議案第４７号 篠栗町教育委員会委員の任命について。

次の者を篠栗町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により議会の同意を求める。

住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗４７３８番地

氏名 村嶋史枝

生年月日 昭和３５年３月１８日

平成２７年９月８日提出、篠栗町長 三浦正。

提案理由。教育委員 村嶋史枝氏が、平成２７年９月３０日をもって任期満了となるため。

なお、次ページに履歴書を掲載しております。御参照ください。

○議長（阿部 寛治） ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４７号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして散会といたします。

議員の皆様方は、全協室にて諸般の報告等がありますので、１０時５０分までに集合をお願いいたします。

散会 午前１０時４０分

平成27年第3回(9月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

9月10日(一般質問)

平成27年 第3回 定例会 会議録

日時 平成27年9月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	6番	今	長	谷	武
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10 時 00 分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております。

一般質問通告書一覧、1 ページの注意事項を熟読されまして、御協力をいただきますようお願いいたします。

日程第 1、一般質問を行います。

質問者は、7 名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き 1 人、30 分以内とします。

この際、議員の皆さんに議事進行に際してお願いを申し上げます。

本会議での議論が、活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

御協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位 1 番、栗須信治委員。

通告数は 2 問です。

○議員（栗須 信治） おはようございます。

質問順番 1 番、議員番号 3 番、栗須信治です。

初めての一般質問でございます。

不手際もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

質問は、2 問あります。

まず 1 問目は、環境美化運動の展開についてお尋ねします。

観光の発展を目指す本町にとって、環境美化運動の展開は簡単にできる町民参加のまちづくりとして、重要だと考えられます。

すでに、行政区で実施されている道路愛護デー、各種団体・グループの花植、空き缶拾い、校区づくり協議会の清掃活動など、いろいろと行われておりますが、今後、どのように推進されていく考えであるかお尋ねします。

そこで、私が提案したいのは、町民、お1人お1人の参加の美化運動であります。

一つは、近隣の地区で実施されておりますが、自宅の玄関先から10メートル20メートルの範囲内をマイ・ロードと称して、毎日ごみ拾い、清掃を行う、マイ・ロード美化運動。

二つ目は、6月に開催されました喜びとふれあいのまちづくりフォーラムで、今泉先生が講演で紹介された、一戸一美運動です。

このような活動を通して、自分たちのまちは自分たちでつくる、みずから汗をかく喜びを感じるのではないのでしょうか。

積極的に啓発推進されてはいかがですか、お尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） では、三浦町長、答弁を。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、栗須議員のまず質問の1番目、環境美化運動の展開をについてお答え申し上げます。

最初に、環境美化運動の推進方法について、お尋ねでございますが、まず、4月から6月にかけて各行政区で、実施されております環境美化作業につきまして参加されました住民の皆様に厚く感謝申し上げます。

また、この秋には第2回目の美化作業を実施される行政区もございます。

本当にありがたいことだと思っております。

ありがとうございます。

環境美化運動につきましては、ごみを拾いながら、町内を回る「ごみ拾い健康ウォーキング」や、何月何日に「美化の日」を制定するなどとするいろんな方法を各自治体で取り組んでおりますが、そのときだけの施策ではなく、末永く続く施策、未来へ続く施策を考えなければならないものでございます。そうした意味から、将来の篠栗町を受け継いでくれる青少年も含めた町民参加のまちづくりとして推進しなければならないと考えております。

北勢門校区の地域づくり協議会で行っていただいている多々良川の清掃活動や、篠栗中学校のささクリーン作戦など、自分たちの街を自分たちの手で美しくしようという取り組みを非常に頼もしく思っているところでございます。

まさに、栗須議員が述べられました町民参加のまちづくりと言えるものではないでしょうか。

篠栗町として、このような活動の輪が大きく広がっていきますよう、環境、まちづくり、社会教育といったさまざまな切り口から、推進していかなければならない

と考えております。

昨年、栗須議員も御出席いただきました、青少年健全育成推進本部会議の席でも「ごみをなくしてもっときれいなまちにしようよ」という純粋な思いの御意見をいただきました。

その席で、私は「大変貴重な御意見をいただいたもので必ず実践していきたい。」と申し上げましたが、具体的に新しい策を講じることができませんでした。

そうした反省を踏まえて本年度、青少年健全育成推進の組織を見直し、今までの本部、支部と、縦割りでやっておりましたものを身近な組織としてまた活動しやすい組織として、縦・横・斜めの連携がとれた組織へと再スタートいたしました。

現在、青健推の目標であります「青少年の豊かな心を育む住民参加のまちづくりの具体的な活動の推進に向けて、鋭意検討しているところでございます。必ずこの取り組みの中で、新たな環境美化運動の展開を発信し、地域住民の皆様とともに実践してまいりたいと考えます。次に、マイ・ロードごみ拾い・一戸一美運動についてでございます。私はかねてから、自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手という自治意識の行動とその結果の積み重ねの中に、未来に続く持続可能なまちづくりがあると話してまいりました。職員だけではなく、住民の皆様もまきこんで主体性を持ってまちづくりに汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じる意識の創造にこそ、さらに生き生きとした篠栗町へのステップアップにつながると信じております。マイ・ロードごみ拾いや一戸一美運動、地域の皆様がその地域を美しく保ち、通りの一戸一戸が、草花や木工品、モニュメントやイルミネーションなどを飾ることによって、通り歩く人たちへ温かいおもてなしをするというすばらしい取り組みであると考えます。また、これは、一戸一美運動という認識がなくても、多くの皆様がそれぞれのやり方で各自の家の周りをきれいにするという方法で実践していくことができるのではないかと考えております。このような取り組みが点から線へ、そして面へと広がっていくよう、環境美化運動への取り組みと同様に、環境、まちづくり、社会教育といったさまざまな観点から、推進してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

○議員（栗須 信治） それでは、次の質問に移ります。

次は、環境型社会づくりについて伺います。

日本はこれまで、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の道を歩んでまいりました。

しかし、人口減少景気低迷、地球環境問題などにより、大きな方向転換を迫られております。

そういう中で、循環型社会の構築は、良好な生活環境を築き、次世代にも、継続させていくことが可能となる施策だと痛感されるが、どのように推進していく考えであるかお尋ねをします。

○議長（阿部 寛治） 答弁をどうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、栗須議員の２問目の循環型社会づくりについての御質問にお答えいたします。

循環型社会という言葉は、既に国内に限らず、世界的に、一般化している言葉でございます。

「The Recycling-based Society」という名前で循環型社会が、訳されている、あるいは逆にそういう言葉があるのを循環型社会と日本で言ったのかもわかりませんが、平成に入って国がそれまで、廃棄物リサイクルの対策に、個別の法律の改正で対応してきたものの、廃棄物の発生が膨大であること、廃棄物の最終処分場の確保が年々困難となっていること、不法投棄の増大が社会問題化するに至ったことなどから、平成１２年６月に「循環型社会形成推進法」という法律を制定し、日本における循環型社会の形成の推進枠組みをつくったものでございます。

東北大震災以降、原子力に頼るエネルギー政策の見直しと相まって、単に廃棄物の削減、リサイクルにとどまらず、循環型社会の定義が環境保全を重視しつつエネルギー全体の循環を意図した大きなテーマへと広がっているように感じております。

篠栗町におきましても、限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を減らすため、生産や消費を抑え、ごみを減らし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再利用するなど、３Ｒ、リデュース・リユース・リサイクルの３Ｒを推進し、循環型社会を築き上げていくことは御指摘のとおり大変重要な政策であると考えております。

現在、町内３カ所に設置しております資源回収ストックヤードにつきましては、回収量が年々増加傾向にあり、昨年度は、町民体育館に段ボール用のヤード増設し、今年度は、クリエイト篠栗にも段ボール用のヤードを増設予定であります。

皆様のリサイクル意識は確実に高まっているのではないかと考えております。

資源集団回収いわゆる廃品回収につきましても、現在３２の団体が実施団体として登録いただいております、資源の有効活用に寄与されております。

また、町ではオアシス篠栗の温浴施設の熱源にバイオマスボイラーを設置し、山

間部のトイレにバイオマスシステムを採用するなど、自然エネルギーを活用する取り組みも推進しております。

さらに、町では、本年度と来年度の2か年で、地球温暖化対策実行計画を策定することとしております。

これは主に、温室効果ガスの削減に向けた目標や取り組みについての計画を策定するものですが、環境に負荷をかけない省エネや、エコの取り組みは、目標を掲げて実施実践していくことによって、篠栗町の循環型社会の構築の一翼を担うものと確信しているところでございます。

また、今定例会でも条例や補正予算において御審議いただきますが、バイオマス産業都市認定に向けた取り組みもその一環でございます。

今後も、篠栗町における循環型社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 質問ございますか。

○議員（栗須 信治） 未来に続く持続可能な取り組みだと思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位2番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

はじめてではございませんが不手際があったときは御容赦ください。

町長に、駅周辺再開発の青写真を望むということで、先日、久しぶりに歴史資料館へ行きましたが、改めて篠栗の歴史、文化を知ることができる素晴らしいところと感じました。

ただ、残念な事に立地条件が悪いのか、来館者数がさほど多くないようです。

せっかくの品々ですから、より多くの方々に見てもらえるようにクリエイト内に移設してはいかがでしょうか。

資料館としての価値は数倍上がるものと思われます。

そして、現在篠栗駅横に隣接している商工会に当該地への移転を申し込まれてはどうでしょう。

商工会は、駐車場も手狭で理事会等の開催時にはお困りのようですし、私も以前役職上、県内の商工会を多数見ておりますが、駅へ隣接している必要はありませんし、車社会の現在では、当該地の方が使いやすいと思われます。

このW移転が実現すれば、駅周辺の利用の自由度がぐんと上がり、駅東側自由通

路は将来の橋上化も見据えているとの町長の話でしたので、より絵が描きやすくなると思います。

人は話よりも視覚に訴えられたほうが現実味を帯びますし、町長が進めておられる人口増のための魅力あるまちづくりの一環として、近い将来の駅周辺再開発の青写真を町民の皆さんに提示して、いろいろな御意見を拝聴し、住みたくなる街の玄関を早急につくり上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員の「駅周辺再開発の青写真を望む」という御質問についてお答えいたします。

議員も御存じのように、町は今人口減少問題の対策を講じるため、町の特色を生かして地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための篠栗町総合戦略を策定中でございます。

この総合戦略は、平成31年までの5カ年計画を今年度中に策定しなければ、今後の交付金に大きな影響が出てくるため、先送りできない大事な事業でございます。

現在、篠栗町総合戦略審議会において、地方創生に関する住民アンケート結果を踏まえて、さまざまな分野の有識者から人口増加につながる魅力あるまちづくりについて御意見をいただいているところでございます。

ご質問の歴史資料館をクリエイト篠栗内に移設し、商工会館を歴史資料館に移転してはどうかという御提案につきまして、お答えいたしますが、歴史資料館の昨年度の来館者は約1,000名でございました。

これをクリエイト篠栗に移設すれば、当然利用者の増加が見込めるものと考えられますが、展示スペース、収蔵庫、作業室などのスペースをクリエイト篠栗内に設けることが、現在では容易でないことから、現時点でのクリエイト篠栗への移転は、現状では難しいなというふうに考えております。

しかしながら、篠栗町の歴史を体感してもらうために、より町民の皆さんが集いやすい場所に歴史資料館を移設することは私がかねてから思っておりましたことから、開かれた歴史資料館にするための策として、具体的に考えてまいりたいと思います。

また、商工会の同所への移転につきましては、商工会会員の皆様の御理解のもと、事務所移転に合意をいただけることになれば、駅の橋上化と併せて、駅周辺の整備計画を立てるべきと考えておりますので、現在取り組んでおります東側自由通路設

置と交通広場整備事業の打合せ協議と併せて、引き続き橋上化、駅前開発についても、ＪＲ九州と交渉を行いまして、この計画が現実味を帯びた際には、改めて、皆様方にお知らせしながら、さらなる具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 本題の部分、まず前段でクリエイト内には、その倉庫もともとめられない、面積が少ないということですが、どこか目につきやすいところに移転したいというお気持ち大変ありがたい。ただし、それまでの間せめて、クリエイトの中一室でもお借りして、出張歴史資料館じゃないですけど、３カ月替りとか、６カ月替わりとか、来られた方が歴史を知れるような展示ができないかこれをひとつ検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それと、商工会さんにつきましては、先様があることですが、せっかく、以前理事会でも商工会内部からでも出ておりましたので、今のうちに、もしそのときはどうであろうかという打診は早めにしておくべきだろうと思いますが、その２点についてどう思われているか、先にお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） ただいま、再質問の２点をいただきました。

一部の作品っていいでしょうか、展示品を、クリエイトに定期的に品物を替えながら、一つのコーナーを設けて、展示品をクリエイト内で見ていただく、これは非常にいい考えであろうかと思います。

この辺は、担当課としっかり協議しながら、できるだけ実現に向けて進めてまいりたいと思います。

２点目の商工会に対する打診につきましては、まずは、私的に商工会長あたりと、そういうふうな将来ビジョンについて協議をする場を設けて、商工会としての考え、あるいは会長としての考えを聞く機会を持ちたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい。荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） さっき一緒に聞けばよかったんですが、本屋さんに場所の提供というと法的に難しいということだったんですが、商工会にお貸しすることは、何ら問題はないと、とらえてよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） どうぞ町長。

○町長（三浦 正） 法的に可能かどうかにつきましては、まだ考察はしておりませんけれども、おそらく可能なようにはできると思いますので、またそれも含めて考

えてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はいどうぞ。荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 問題の部分で、今、4億7,000万でしたっけ。駅東側自由通路を造っておられますが、ただ、あれまだ、いまだに町民の皆さんは、駅北口ができると勘違いしてらっしゃる方も多いぐらいで、ただ町として将来橋上化して、ビジョンがこうなってるんで、最終的な絵柄でいくとあの橋が必要なんだよという説得性というのはやっぱり必要と思うんですよね。

そうなってくると、やはり青写真、そして青写真を描くときに民有地に線を引き込んでしまうと、これはもう大きな問題になると思うんです。

そうすると、早めに商工会の御意見を取りまとめていただいて賛成していただいてそこまでを含め、JRも協議すればその中に含めることは可能でしょうから、未来を見据えた絵というのは必ず1枚、ただし、これを出したからと言って「三浦町長、あんたしきらんやったやないね。」とかいう次元の話でなくして、皆さんに提示しないことには、「いやもっとこんなのがあるよ」「いやそうじゃないよ」「これいいね」という話を出していただかないことには、まちづくりというのは出来ないと思うんですよ。

その意味から含めて、早急に僕は計画図っていうのをまかりまちがっても民有地は省いて、民有地の分は、ぼかしていただいて、できうる限りのところをだけでも出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい。町長。

○町長（三浦 正） まあ、御質問の御趣旨御意見の御趣旨はよくわかりますが、商工会は町有地ではありますがその上の建物は商工会独自の資金集めに基づく建物でございます。

その辺ところを先走って、私どもからこういうビジョンでということは、なかなか今は言いづらいところでもございますが、まあ、駅東自由通路が、北口ができるという誤解を解くためには、今おっしゃったような将来ビジョンをイメージしてますよということは、そのさしさわりの範囲で、早急にまた機会を作ってお示したいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いろんな趣旨はよくわかりました。

商工会さんに迷惑がかからないように、少なくとも今、駅東通路はこうあって、

将来クリエイトと庁舎と駅がこんな位置づけになるんだよっていう、絵程度は最低限出させていただきますよう要望して終わります。

○議長（阿部 寛治）はい、要望ですね。

続きまして、質問順位 3 番。

松田國守議員。

○議員（松田 國守） 議席番号 10 番松田でございます。

都市計画での建ぺい率と、容積率ということについてお尋ねします。

今年 3 月まちづくりの指針となる、篠栗町都市計画マスタープランが策定されました。多岐にわたる策定の一部に現在の地形、地勢、土地利用、交通網等による構造を基本とした土地の保全と、活用を進める七つのゾーンが、示されております。

その中に、201 号線沿いを主とした計画的活用ゾーンがあります。

プランでは、このゾーンを職・住・近接の生活環境を生かした定住人口の維持増加に向け、計画的な土地の活用を図る地区と位置づけており、広域交通の利便の高さから、企業誘致が進むものと考えられます。

そこで、建ぺい率、容積率についてお尋ねしますが、建ぺい率は、糟屋地区 1 市 7 町のうち、宇美町の 70 % 以外は、一様に 60 % です。

これはよろしいんですが、容積率は、篠栗町と粕屋町以外は 200 % ですが、わが町は 100 % です。

粕屋町と篠栗町が 100 % でございます。

これでは、効率が悪く、企業誘致に不利なるんじゃないかと思われれます。

そこで、この容積率の違いの訳をお尋ねいたします。

あわせて、この容積率の引き上げは、可能であるかということ二つについて質問いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をどうぞ、三浦町長。

○町長（三浦 正） 松田議員の都市計画での建ぺい率、容積率を問うという御質問にお答えいたします。

御質問にもありましたように、平成 27 年 3 月に篠栗町都市計画マスタープランが策定されまして、その中に、国道 201 号線沿いを主とした「計画的活用を検討する区域」については、都市計画区域のうち、市街化調整区域に該当する区域でございますが、用途地域の指定のない市街化調整区域を含む区域を建ぺい率、容積率は建築基準法に基づいて、特定行政庁であります福岡県が決定することになってお

ります。

平成13年度から、福岡県が主体となり、当該地域の建築物について、町の実態調査を実施し、平成15年度には福岡県都市計画審議会の分科会として「市街化調整区域等のあり方に関する検討委員会」が設定されまして、そこで検討したした結果を踏まえて、町からの意見を聴取した上で、建ぺい率及び容積率の規制措置案の提案がございます。

町の都市計画審議会を経て建ぺい率、容積率はそれぞれ60%、100%となって、現在に至ります。

これは篠栗町から容積率、建ぺい率の篠栗町の提案として行われたものでございます。

また、市街化調整区域とは、市街化を促進しない大型開発等を抑制する地域でありまして、設定当時としてはやむを得ない状況であったとも考えられるわけでございます。

用途地域の指定のない市街化調整区域を含む区域の容積率の引き上げにつきましては、前に申しましたとおり、建築基準法に基づいた特定行政庁が決定すること、すなわち、福岡県が決定することになりますので、今後、その変更については福岡県と十分に協議してまいりたいと考えます。

篠栗町では、マスタープランで示す方針のもとに、その実現に向けて土地利用施策の基本となっている区域区分や用途地域の見直しについて総合的に調整を行いながら、十分な情報提供や住民との意見交換に努めて、具体的な計画を実現してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 松田議員。ありますか。

はいどうぞ、松田議員。

○議員（松田 國守） 再質問ではありませんが、今の答弁で、平成15年の県の調査時にですね、我が町は建ぺい率60%、容積率100%と、指定したということでございますので、当時としてはやむを得ない状況であったと答弁されておりますので、これ以上、問いませんけれども、この地区計画の開発は、県と十分な協議をするとのことですので、どうぞ、有利に運ぶよう、取り組んでいただきますように要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） はい。要望とします。

引き続き4番、山田議員。

○議員（山田 眞士） 議席番号 4 番。

日本共産党の山田でございます。

今日の質問は、6 月に、質問をさせていただきました問題について、少し進めさせていただきます。

それともう一つは、国民健康保険の保険料の引き下げを、について質問させていただきます。

中学校卒業までの医療費無料化の件についてでございます。

その件につきまして、三浦町長は、こういうふうに答弁されました「今後、制度改革に向けた情報の収集に努め、近隣自治体の動向にも注意し進めていきたいと考えています」ということで、ありました。

それで、今は中学校卒業までの医療費無料化をしている自治体は、入院では、全国自治体の 82% に達しております。

通院は 67% まで広がっています。

そして、先の地方選挙で、志免町では、新人の方が、町長になりましたが、中学校卒業までの医療費を無料化するという公約を掲げておられます。

また、そのことを聞かれて、粕屋町長は議会で「県が小学校卒業までということのをのんでくれるのであれば、町長会で、十分積極的に取り組む話をしたい」と答弁しておられます。

私は、三浦町長にお願いしたいのであります。志免町長また粕屋町長とまたほかの町長の方々と、連携して、町長会で、中学校卒業までの医療費の無料化を、実現するという積極的な提案をしていただきたいと思いますと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 1 問目の質問に対して、町長答弁どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの「中学卒業までの医療費の無料化実現を」という質問についてお答えいたします。

6 月議会でも、質問にお答えいたしましたように、小川知事が人口減少対策として、就学前の子どもを対象に実施している乳幼児医療費助成を小学校 6 年生まで対象拡大し実施すると述べられてましたことについてその後の状況については、現況調査は行われましたが、詳細な説明がございませんでした。

ちょうど、昨日 1 昨日でしたか、8 日、吉塚合同庁で担当課長・担当者説明会が行われまして、そこに私どもからも、住民課長が出てまいりましたが、その中で、改正の内容として、小学校 6 年生までの対象拡大については 28 年 10 月から、県は実行したい、施行するとの予定の報告を受けたところでございます。

今後は、この意向に沿いまして、糟屋地区内、市、町の動向を見ながら、また、本町の財政状況を精査して、どこまで同様な助成ができるかを考えながら、できるだけ、糟屋地区内足並みをそろえて進めていかれるよう頑張っ、情報収集に努め、近隣の自治体の動向を注意して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部 寛治） はい、この1問目に対しての質問ありますか。はいどうぞ。
山田議員。

○議員（山田 眞士） 積極的に町長会でも、そのことを話し合っていたきたいと、ぜひとも篠栗町、ほかの全国の自治体も今どんどんどんどん増えております。

ですから篠栗町もどうかその中学校卒業までの医療費の無料化を何としてでも実現していただきたいと思います。

最後にちょっと申し上げときますけども、篠栗町の医療費、子ども医療費はですね。小学生のときには随分お金がかかってます。しかし、中学校のあれを見ますと、ガタンと減ってるんですね、私は、そののころも見ていただいて、その無料化実現をしていただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。三浦町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの再質問の中での中学生までの無料化ということについて、というお話でございました。

糟屋地区内におきましてはまずは小学校までの無料化ということが段階的な話でございまして、それを今協議しているところでございます。

またいわゆる候補者としての公約としての無料化ということと、町が考える政策としての無料化ということは全く別問題でございますので、その公約のことをここで取り上げて、そういうふうにおっしゃってあるからここまでしましょう、したらどうですかというのは少しずれた話ではなかろうかと思っておりますので、改めて私どもから、その点だけは御確認いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） いいですか山田議員。

○議員（山田 眞士） はい。

今の質問は終わります。

次に、国保料の引き下げについて質問させていただきます。

先の6月に厚労省による公的医療保険の保険料負担、比較データによりますと、国保の保険料負担は、ほかの保険と比べまして1.5倍から、2倍高いという実態が出ております。

そのため、国は、国保改正を6月に行い、保険者支援制度を交付、執行をいたしました。

この制度のために、国は、約1,700億円です。

このお金は消費税から出てきたものでありますけども、その1,700億円の公費を投入し、7割軽減と、5割軽減の、対象者に応じた補助率を、12%から15%、6%から14%に、引き上げるとともに、新たに2割軽減対象者を補助対象に加えた上で、補助率を13%に設定しております。

そして、この国保改革は50年ぶりに、なされたんでありますけども、厚労省は、この約1,700億円の公費投入により、1人当たり約5,000円の財政改善効果が、あると説明していますが、お聞きしたいんですけども、篠栗町には、この財政支援額は、どれくらい入っているのでしょうか。

そして、1人当たりの財政支援額はどれくらいになると試算しておられるかお聞きしたいんですけども、住民課長にお願いいたします。

国保というのは医療保険に加入できない人々を支えるという重要な、役割を持っている社会保障制度であります。

自助や共助、相互扶助だけでは決して支えることができない人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、保険者支援制度により、篠栗町に財政支援金が、投入されているはずであります。

その財政支援金を、被保険者のために、十分に活用していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） それでは、住民課長から答えられますか。

はい、どうぞ。住民課長。

○住民課長（村嶋 茂則） 山田議員の質問にお答えします。

保険者支援制度は、保険料軽減の対象となった被保険者数に応じて、前年度の平均保険料収納額の一定割合を補てんすることで、低所得者を多く抱える保険者の財政基盤を強化するものでございます。

平成27年度から、その対象が、7割、5割に加えて、2割軽減対象者に拡大されるとともに、補助率が引き上げられました。

さらに算定基準につきましても、平均保険料収納額から、平均保険料算定額に改められました。

これによる増収見込み額ですが、軽減対象者がまだ不確定でございますので、前年の実績数を改正後の支援率等で試算しますと、前年度と比較しまして、約3,1

〇〇万円の増収になります。

しかしながら、国庫負担金等が一部減額となりますので、国保会計全体での影響額は約2,500万円の増収、1人あたりに換算すると3,600円程度となる見込みでございます。

それからが今回の保険者支援制度に投入される財政支援金を充てて、国保税を引き下げてはということですが、本町におきましては、一般会計からの法定外繰り入れを行っても、なお、赤字でありますし、今後も医療費はますます増加していく見込みでありますので、国保財政はさらに厳しくなります。

今回の財政支援拡大によって、一般会計からの、法定外繰入金の一部は解消される見込みですが、この措置は、保険者である市町村への財政支援であり、赤字の抜本的な解消にはならず、保険税の引き下げは難しいと考えております。

平成30年に県と共同運営者となりますので、それまでに、財政力を強化し、累積赤字の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。続けてどうぞ町長。

○町長（三浦 正） 私からも若干お話申し上げます。今、答弁については、住民課長から説明したとおりでございますが、国が行った今回の措置といいますのが国民皆保険制度を堅持していくために、今、自治体が保険者となってやっております国民保険等と、その他の社会保険もそうですが、その医療保険制度が抜本的に改革しなければいけないということに対する支援でございます。

法律の名称は諸情勢報告の中でも申し上げましたが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民保険法等の一部を改正する法律」ということでございまして、これは、保険者に対する財政支援の法律でございます。

保険者といいますのは市町村でございまして、被保険者がその国民保険に加入してある皆様方への支援になるわけでございますが、今回の法改正の趣旨に沿って、今回のいわゆる1,700億円の全国の保険者に対する支援については、私ども保険者としての国保会計の財政支援に充当し、国保財政が、より健全化するように使ってまいりたいと考えておりますので、私は、被保険者に対する減額等は一切考えておりません。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問。山田議員。

○議員（山田 眞士） 今、確かに名前としては、保険者支援制度であります。

しかし、その保険者支援制度の保険者というものをどう捉えるかっていうのは、

全国の自治体でも違っております。

しかし、それを、この被保険者の今、三浦町長は被保険者のために使うつもりはないとおっしゃいましたけども、それ解釈の問題であります。

何も保険者支援制度は、保険者がどういうふうに使ってもいいということですけども、問題は、国保はですね社会保障なんです。社会保障制度であります。

だから、保険者が、被保険者に対して、やっぱりもう少し軽減しなきゃならんという考えであるならばですね。それは保険者が被保険者のために使っていいお金であるはずです。

そこんところは、私は、町長の見解とちょっと違うんですけども、この社会保障制度であるこの国保をですね、やっぱり苦しんでいる人たちがおられます、本当に生活保護に入るか入らないかというボーダーラインの人たちもおられるわけです。

この一部をですね、使っても、明日への不安を抱いている人たちに対してその不安を少しでも軽減するためにですね、保険者支援制度ではありますけども、被保険者のために使ってもいいはずであります。

その規定ははっきりしてないはずであります。

答弁をお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 国民健康保険制度は社会保障制度であるという認識は日本共産党のかねてからの認識であろうかと思っておりますが、現実として、例えば、26年度決算におきまして、これから御審議、認定を賜りますけれども、1億8,000万円、昨年が、国民健康保険への法定外繰り出しを行っておりませんでしたことから、1億8,000万弱の一般会計、つまり、町民全体の税金から、8,000名弱の国民健康保険制度を維持するために1億8,000万の一般会計からの特別な繰り出しをした、いわゆる法定外繰り出しをしたという現実があるわけですから、今お話のように、保険者支援制度ということで、保険者として、全国の自治体の中には黒字の自治体があるかも知りませんが、そういうところでは、これだけ潤沢に黒字で運営しているから、この、国からの支援金は被保険者の保険料の引き下げに使おうということが自治体中にはあるかも知りませんが、現状私どものように、1億8,000万も一般会計からいわゆる国民健康保険の対象じゃない方々の税金から投入して国民健康保険制度を維持しているという現実を踏まえれば、今回の支援、あるいはもう一歩先の1,700億円の支援がありまして、合計で3,400億円は、いわゆる消費税10%になったところでは、国民皆保険制度維持のために3,

400億円の国の支援が継続的に行われますがそれも含めて、これは保険者のための制度改善の資金だと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。山田議員。

○議員（山田 眞士） 先ほどですね、これは厚労省が発表したやつですけども、なぜその7割軽減、5割軽減、そして、2割軽減の、これを行えば、なぜこれだけの財政改善額が出てくるのかっていうことはなぜ、厚労省はわざわざ発表するんでしょうか。

私は、やっぱりそこに使ったとしたら、そこに回せばこれだけの財政改善が、できるんだよということを厚労省も言ってるわけです。

そしてこういうふうな、国民保険に対しての支援でありますから、やっぱり国民保険者のために、使っていただきたいと私は思います。

そのところが、私は、社会保障制度というその概念に対して、私は、町長と少し違うかなと思いますけども、こういうことはいろいろ発表されてるわけですね。

それと、国保の被保険者の方々は少しは、国保料は下がるのかなと思いますけども、今の答弁では、町長は、被保険者のために使うつもりはないということでしょうですか。

○議長（阿部 寛治） はい。三浦町長。

○町長（三浦 正） 今、山田議員の御質問の中に、国民健康保険制度維持するための財政改善に使うんだということははっきりお話にありましたように、私どもの町としてもそのように使うということを申し上げてるだけでございます。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

はい。山田議員。

○議員（山田 眞士） ぜひともですね。

この国保の問題は本当に難しいと思います。

地方自治体も本当に苦しんでるということは私も重々理解しております。

国の政策は本当に今までの国庫負担をですね、削ってきてるがために、自治体の国保の状態が、悪くなってきているということも、私も理解しております。

しかし、現実にはですねやっぱりそうやって払いたくても払えない人たちがいる、その人達を何としてでも少しでも、100円でも200円でも、国保料を軽減して、毎日の生活、明日への不安を取り除いていっていただけるように、ぜひとも私はお願いしていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（阿部 寛治） ここで約 1 時間一般質問が続きましたので、ここで 10 分の休みを取りたいと思います。

11 時 5 分より再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 （午前 10 時 55 分～ 11 時 5 分）

○議長（阿部 寛治） それでは一般質問を再開いたします。

その前に、町長より発言を求められておりますので許可します。

三浦町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいまの山田議員のやりとりのなかで、私が平成 26 年度一般会計からの法定外繰り出し金を 1 億 8,000 万円と申し上げましたが、水増ししておりまして、申し訳ございません。

決算上は 1 億 4,900 万円の法定外繰出しをしておりますので、訂正してお詫び申し上げます。

すみませんでした。

○議長（阿部 寛治） では引き続き、質問順位 5 番 田辺弘之議員。

どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 2 番 田辺弘之でございます。

本日は、「篠栗町の老朽危険空き家について」お尋ねいたします。

空き家対策については近年、どの自治体においても深刻な問題となっております。

本年 5 月 26 日に完全実施となりました「空き家等対策に関する特別措置法」は、特にこれからの老朽危険空き家対策に大きな影響を及ぼすものであります。

まずは特定空き家、つまり「老朽危険空き家」の要件が具体的にあげられました。

1、著しく保安上危険となる恐れのある状態。

2、衛生上有害となる恐れのある状態。

3、著しく景観を損なっている状態。

4、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

の 4 つの要件であります。

そして、外観や人の出入り等の使用状況から、年間を通して使用されていないといった状況判断を踏まえて、行政が「空き家」と認定したものが「特定空き家」と呼ばれます。

また、その所有者の特定については、不動産登記や住民票、戸籍謄本などに加え、

固定資産課税台帳から納税状況を活用することも可能となり、所有者を把握しやすくなります。

使われていない家屋がそのまま放置される大きな要因となっている、住宅用地としての固定資産税評価額が最大6分の1となる特例措置についての改正もありました。行政から必要な改善措置をとることを勧告された後に、状況が変わらない場合、更地と同じ固定資産税を納めることになるということです。

このように、地方自治体は国で定めた空き家に関する施策の基本方針に従って、空き家対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議会を設置することが求められます。

また、それに伴う立ち入り調査権も認められており、調査の権限も強化されました。

法によって空き家に対する実態調査、及び対応策が明らかになり、それに従って検討していく。といったことも法律でうたわれており、行政として「特定空き家」として放置されている家屋について、何らかの行動を起こしてゆくことも求められることとなりました。

特定空き家については、所有者の権利も大事ではありますが、やはりその近隣に住まわれている方のことも考慮しなければなりません。

特に特定空き家があることで、例えば、家屋の倒壊、虫や鳥による被害や不審者による放火等の心配をなるべく早く払拭することが大切だと考えております。

昨年9月の議会の一般質問で、雑草の生い茂りや景観・防犯上よろしくないとの理由による相談が5件あったが、「老朽家屋」に関する相談件数は1件しかなく、担当課が所有者へ適切な管理を促し、現在は適正に管理されている。と答弁されました。

しかし、本年8月に住民からの相談で見に行った空き家は、屋根がほとんどなく、壁のみで家の中には草木が生い茂り、台風などが直撃すれば、風向きによっては大きな被害を及ぼす物件ではないかと思われるものでした。

先月の8月24,25日にかけての九州の広い範囲に暴風雨をもたらした台風15号では、直ぐに駆けつけましたが、その空き家は幸いに崩壊せず、建築物が飛ぶことはありませんでしたが、しかし、いつ危険な状態になってもおかしくない物件であり、近所の方も不安でたまらないとのことでした。

相談や要望のみでは、正確に「老朽空き家」の数は把握できていないではないかと思われ、しっかりとした把握が必要であると考えます。

平成25年に制定された「篠栗町老朽危険空き家対策事業実施要綱」は、あくまで空き家の持ち主が、任意で町に寄附することを条件に、さらに危険家屋委員会が「老朽危険空き家」に関する苦情内容及び外観を確認し、空き家が寄附採納後、除去するまでの事務を行う担当課を決定するということを所管しておりますが、これは寄附する方が、債権などがないことが条件であり、もし債権等のいろいろな条件が重なれば、民事に介入し、プライベートなことにも触れなくてはならざる得ない状況も発生することが考えられますが、それを可能にする条例は、現在のところ篠栗町にはございません。

「空き家等対策に関する特別措置法」の施行前の昨年4月の時点で国土交通省の調査では、全国で355自治体が「空き家条例」を作成しており、そのうち勧告は334、命令306、公表272、罰則31、代執行は184の自治体が条例に定めております。

福岡県内では、17市町が「空き家等の適正管理に関する条例」を制定しており、勧告17、命令16、公表14、代執行は、直方市、豊前市、宗像市、宇美町、粕屋町の5市町が条例に定めております。

空き家は今後さらに増加すると見込まれており、深刻さを増してゆくと考えております。

そこでお伺いいたします。

篠栗町内の空き家の実態をどのように把握され、そのうち「老朽危険空き家」の数はどれだけあり、それをどのような方法で調べていくのかをお伺いしたい。

また、「老朽危険空き家と認定された物件」についての対応は、どのようにされているのかお聞かせください。

さらに、民事介入せざるを得ない場合もあるので、特定空き家に限らず、空き家を一括で管理をするためにも、空き家対策の専門部署を設けて対応していくべきだと考えますが、そのためにも、仮称「篠栗町空き家等の適正管理に関する条例」を制定して、対応をされてはどうかと考えますが、執行部のご見解をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの田辺議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまの田辺議員の「篠栗町の老朽危険空き家対策を問う」ご質問にお答えいたします。

ただいま議員ご案内のとおり、適切な管理が行われていない空き家等が住民の生活環境に重大な影響を及ぼしていることについて、その対策を図り、併せて、空き家の活用を促進するために、「空き家等対策の促進に関する特別措置法」、いわゆる「空き家特措法」が昨年１１月２７日に公布されました。

また今年２月２６日に一部施行し、５月２６日に全面施行されたところでございます。

空き家は、第一義的にはその所有者等が自らの責任において的確に対応することが前提でございますが、その所有者が何らかの理由で管理責任を全うしない場合に、市町村が所要の措置を講ずるなど、対策を実施することができることとなりました。

これを受けまして、今年３月には、福岡県と県内各市町村及び関係団体等により「福岡県空き家対策連絡協議会」を設立いたしまして、県内の関係機関が一体となって、情報や課題を共有し、法の目的を達成するための仕組みや方策を検討しているところでございます。

さて、具体的なお質問の１番目は、町内の空き家の実態をどのように把握しているか、ということでございます。

本町におきましては、これまで空き家に関する実態調査等は行っておりません。

従いまして、住民の皆様や区長様方から相談や苦情等があった個別の事案にのみ、承知しているところが実情でございます。

２番目のご質問は、「そのうち老朽危険空き家の数は」ということでございました。

町内の空き家の実態調査等は行っておりませんが、住民の皆様や区長様方から相談を受けた案件の中には、老朽危険空き家、法律でいう「特定空き家」とであると認められるような案件もあると思われます。

しかしながら、特定空き家と認定するための基準や手続について検討している段階でございますので、現時点では特定空き家の数は把握していないということになるわけでございます。

今回の法律の施行により、空き家対策に関する計画の策定や措置の実施は市町村の責務でございますので、早期に実態調査を行い、空き家対策に関する計画を策定する必要があると考えているところでございます。

３番目のご質問は、老朽危険空き家をどのような方法で調べるか、ということでございます。

まずは、特定空き家と認定するための具体的な判断基準を定めることが必要でござ

ございます。国土交通省のガイドライン等を参考に、先ほど申し上げました福岡県空き家対策連絡協議会において、統一的モデル判断基準の策定を行っているところでございます。

また、空き家の物的な要件に加え、周辺の建築物や通行人等へもたらす悪影響の状況の程度や危険の切迫性等も含め判断していかなければなりません。この認定を行う機関として、外部の有識者を含めた協議会の設置についても検討していくこととしております。

4 番目のご質問は、「老朽危険空き家への対応はどうか」ということでございました。

空き家に関する実態調査や住民からの相談等により、具体的な事案を把握し、その空き家の状態や周辺への悪影響の程度等から、私有財産である当該空き家に対する措置について、行政が関与すべき事案であると判断した場合には、行政として措置を行うことになります。

国土交通省のガイドラインに示された措置の手順としては、まず、特定空き家の所有者等へ空き家の除去又は修繕、立木の伐採など必要な措置をとるよう助言又は指導を行うことができます。

それでも改善されない場合には、必要な措置を行うよう勧告することができます。

この勧告を行った場合には、地方税法の規定に基づき、当該空き家に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることになります。

また、勧告を受けたにも関わらず、必要な措置を行わない場合には、措置命令を発出することができます。

さらに、措置を命じられたものが措置を履行しない場合には、行政代執行の法の定めに基づいて代執行も可能となっております。

特定空き家の認定は、助言指導、勧告を経て不利益処分である命令へ移行していく重大な決定でございます。

慎重かつ公正、透明な認定手順が求められるところでございます。

5 番目の質問は、「専門部署を設ける、また、条例制定が必要ではないか」というご質問でございます。

法令の制定により市町村は、空き家の実態を把握するための実態調査を行い、その結果をデータベース化し、実態に応じた空き家等対策計画を策定し、特定空き家等に対する措置の促進に努めなければなりません。

このような重要でボリュームの大きい事務を遂行するためには、ご指摘のとおり、

専門部署の設置、又はそれに準ずるような庁内の体制整備が不可欠でございます。

この体制整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、空き家等対策計画の策定や変更、特定空き家の認定、措置の方針などを協議する機関として、協議会の設置も必要となると思われますし、空き家対策の円滑な施行のためには、議員がご提示されました町条例の制定も重要であると思っております。

冒頭申し上げましたとおり、現在、「福岡県空き家対策連絡協議会」において、県と各市町村及び関係団体が共同でこの法律への対応を協議しております。ご案内のとおり、県内各市町村の中には、この法律の制定前から独自の条例を制定しているところもございます。過去に空き家に関する実態調査を実施したところ、していないところ、さまざまでございます。このような各市町村の情報や課題を共有し、この法律への対応を検討しているところでございます。

具体的には、実態調査の調査方法の検討や、データベース化する際のモデル案の策定、特定空き家と判断されるためのモデル判断基準の策定などがございます。

これらは、本年度中には具体化する見込みでございますので、こういった標準化された基本方針等を参考に、篠栗町固有の事情を考慮した空き家対策を実施してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 田辺議員、再質問。

はいどうぞ。

○議員(田辺 弘之) 現実問題といたしまして、本当に私がここで言いましたように、酷いぼろぼろな空き家があるんですね。

今年は特に台風なんかが、昨日もそうですけども、たくさん来ていると、その時にもし何か起こったときにとても困る。

例えば、「もし何かあったときに行政が何もしてなかった。」ということもありますので、できるだけ早くこういうことはやっていただきたいと思うんですけど。もう一つ、この空き家再生事業に関する、この除去という事業、多分これと思うんですけども、3年間のですね、助成金に関しては経過措置期間を設けるということで、国が5分の2やるのは、3年間の間にやってくれということがありますので、できるだけ早く実現させていただきたいということを要望として、私の質問を終わりたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 続きまして、質問順位 6 番 古屋宏治議員。

○議員(古屋 宏治) 議席番号 1 番 古屋宏治でございます。

初めての質問でございます。

失礼な質問、また、的外れな質問をするかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

2 問、町長にご質問をさせていただきます。

まず 1 問目、「まちづくり都市計画の現状について」ご質問いたします。

地方創生の流れの中で、人口を維持する、また、増やすために全国市町村において、具体的な「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を立てておられます。

篠栗町においても、今年 27 年 3 月末に完成した「篠栗町都市計画マスタープラン」の中で、第 5 次篠栗町総合計画(ささぐりみんなの道標)や、福岡県が定める「篠栗町都市計画区域マスタープラン」との整合性を確保しながら策定されております。

第 5 次篠栗町総合計画の策定時に審議会より 4 項目の答申が出されております。

1、未利用地の有効活用において、特に都市計画区域内の国道 201 号線沿いの土地については、十分な検討を行い、町の活性化に繋がる取り組みを進めていきたい。

2、住民がまちづくりの主体として、行政と協働してまちづくりに取り組むためには、地縁組織である行政区や組合の活動の充実が不可欠と考えられることから、未加入の住民に対して、町が加入を促進する姿勢を明確にするとともに、行政区や組合と協力して、加入率の向上を図る取り組みも住民参加、参画の仕組みの整備と併せて進めていきたい。

3、これまで実施されていなかった篠栗町を訪れる観光客の行動・傾向・ニーズ把握等の調査を実施するなど、観光客の増加を目指すために、必要と思われる取り組みを進めていきたい。

4、5 年後の目標人口 3 万 2,800 人を達成できるよう、人口増加に繋がる施策を積極的に取り組んでいきたい。

という 4 項目の答申が出されておりましたが、今回のマスタープランを踏まえ、現況をお聞かせいただきますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長(阿部 寛治) では、古屋議員の 1 問目の答弁を町長に求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) それでは、古屋議員の１番目のご質問「まちづくり都市計画の現状」についてお答えいたします。

第５次篠栗町総合計画・ささぐりみんなの道標を策定するにあたりまして、平成２４年５月、篠栗町総合計画審議会に諮問いたしまして、平成２５年１月に答申を受けております。

その中に、ただいま議員のご質問にもありますように、審議会から四つのご意見をいただいております。

いただいたご意見につきまして、そのご意見も踏まえて、それぞれ関係各課において総合計画に示す基本目標ごとに重点施策を掲げ、毎年、３年間のローリング方式で実施計画を作成し、執行し、チェックをしてまいっているところでございます。

また、昨年度は、実施状況を事業評価シートにまとめまして、実施計画額に対する執行率、目標数値に対する達成度、事業達成の問題点や課題などを記載し、次年度の実施計画に反映させるなど、適正な進行管理に努めているところでございます。

答申書に掲げられました４項目のご意見、ただいまお読みいただきましたが、簡単に現状を申し上げますと、一つ目の都市計画に関する「国道２０１号線沿いの未利用地の有効活用」につきましては、平成２７年３月篠栗町都市計画マスタープランの改定を行い、その中に土地利用の方針として具体的に町の基本方針を示し、謳い込んだところでございます。

二つ目の「町内会への加入率の向上を図る取り組み」につきましては、転入されてこられた皆様に、町内会の活動内容をお知らせするチラシを配布し、新居地の行政区、隣組合の名称及び区長様の電話連絡先をお伝えする取り組みを実施しております。

加入してこられた方に、このような紙をお渡ししているところでございます。

後でお見せします。

また、町内の不動産業者の方にも組合加入促進に関するチラシ配布の協力をお願いしているところでございます。

三つ目の「観光客の人数は把握等の調査を」につきましては、イベント実施時にアンケート調査を実施し、調査結果につきましては、関係各団体と情報を共有しながら、次年度以降の施策へと反映させております。

また、昨日、観光協会の理事会がございまして、その理事会の席上でも、各種観光客の実態把握について調査するということで理事会決定をして、専門のコンサルタントに委託するような経緯で進んでいるところでございます。

最後に「人口増加につながる施策に積極的に取り組む」ということにつきまして、総合計画に掲げています重点施策の一つ一つが、これに関係しますので、各課で順次執行しているところでございますが、現在、人口減少対策として策定中の篠栗町総合戦略の中で、直接的な施策を掲げてまいりますので、今しばらくその具体的な方策については、お待ちいただければと思います。

皆様方にご報告できるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、一問目について質問がありますか。

はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) 一項目目の201号線沿いの未利用地区の件ですけども、マスタープランの計画の中で、先ほども町長述べられたとおり、ほとんどが調整区域でございます。この調整区域のこの土地を、どのような開発行為をすれば、調整区域が地区計画なり、いろんなことで通っていくものなののでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) 町長、どうぞ。

○町長(三浦 正) ただいまちょっと、都市計画マスタープランも持ってきておりますが、この中に書いておりますように、国道201号線沿いにつきましては、それぞれの地域におきまして、細かくいろいろ決めております。

産業関係に適する地域であるとか、というようなことが細かくあるわけでございますが、それにつきましては民間の事業体の中で、この区域をこういうふうな形で開発したいという申し出のもとに、私どもが今回、地区計画に関する条例を定めるように、ご審議いただくこととしておりますが、それに沿った形での、例えば、農振白地のところは地区計画に張られて、こういうふうなものを建てたいということが、私どもの町の都市計画マスタープランに見合ったものかどうかというようなことも含めて、その建物の嵩の基準であるとか、何階建てまでというようなことをその地区計画ごとに立てて、具体化していくってというような流れになっていこうかと思っております。

既に、和田の一部の地区でもそういう民間からのお申し出があって、今度、協議をするという場を設けることとしておるような状況が具体的に発生しております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) 古屋議員、再質問ですか。

はいどうぞ。

○議員(古屋 宏治) 計画的活用ゾーンの中に、「無秩序な市街化を促進することの

ないよう計画な整備活用を図ることとします。」とありますけども、この地区計画の申し入れに関しまして、面積等の縛りがあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) その件につきましては、担当課長から申し上げさせてもらってよろしいでしょうか。ということで良いでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、三明都市整備課長。

○都市整備課長(三明 祐治) お答えいたします。

面積的な縛りはですね、ある一定面積はあるかと思いますが、地区計画そのものは個別の計画でございますので、それぞれ関係の特定行政庁である福岡県と協議しながらの開発になっていこうかと考えております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) そうなりましたら、広い調整区域の範囲の中で、例えば2万坪ある中で、国道沿いの300坪を地区計画かけたいとか、こちらの端の2,000坪を住宅開発にしたいとか、いうことになったときに、この言われてる無秩序な市街化の促進になるのではないのでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、三明課長。

○都市整備課長(三明 祐治) そもそも人口増を見込むような企業誘致をした場合に、そういった住環境ですね、要は就業者の定住を図るような受け皿となるような地区計画、そういう話になっていこうかと思いますが、それぞれに千差万別で、目的もそれぞれにストーリー性を鑑みながらですね、開発をしてまいりたいと思いますから、無秩序なっていう話はそういうところで払拭できるかと思っております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) いいですか。

では、2問目にいけますか。

1問目の続きでしょうか。

はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) 1問目の答申が出されています4項目の中の2項目目でございます。

その中に、以前一般質問の中で町長の方から、「広告や町のホームページを通じて組合活動の発信をしています。」と、先ほどチラシ交付などで加入率の推進を進めているとありましたけども、是非ですね、高齢化が進む中、現状でも組合をぬけ

られる方が多く、また新たに転入されてこられた方の加入も少ないようです。行政区でも非常に大きな問題となっております。

町長が一昨日、諸情勢報告で述べられた中にも、篠栗町に住むことで地域に溶け込み、地域が受け入れる心の広い、社会の形成の中で生まれてくる人口ビジョンでなければならないとおっしゃいました。

まさに地域の輪、絆が1番大切なことだと思います。

地域での暮らしの支援、また近所の高齢者、独居老人の見守りや声掛け、地域における共助体制づくりが必要だと考えます。

そのためにも行政がもっと積極的に自治会、町内会への加入の大切さを説明いただき、加入数を増やしていただきたいと思います。

これは要望でございます。

○議長(阿部 寛治) 要望だそうです。

○議員(古屋 宏治) すいません、項目の3番目、よろしいでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) これは一例ですけども、今、博多港に入る大型クルーズ船が、平成24年度で110隻、平成25年度見込みが250隻、ワンクルーズが約3,000人が乗船しておられます。多いときでは、市内の商業施設に一日180台から200台の大型バスが来るそうです。

外国人が日本でやりたいことの1番は、日本食を食べること。2番目がショッピング、3番目が繁華街を歩き、4番目が自然景勝地観光、5番目が旅館に宿泊というようになっております。

是非、先ほどもコンサル等を入れてということでございますので、篠栗町の魅力を引き出していただきまして、海外国内への発信をしていただきたいと思います。

また、これからは地域の個人的な自然や生活文化等に目を向け、それを磨き、光らせ、住んでいる人々がやはり住みよく、誇りに思うような地域にしていくことこそが、観光地としての持続的な発展につながると思います。

これも要望でございます。

それから、すいません長くなりますけども、4項目目でございます。

「マスタープラン」と、それから「ささぐりみんなの道標」を見させていただいて、篠栗町の人口目標は、何年度を目指してあるのかをお聞きしたいと思います。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 総合計画におきましては、作成しましたのが25年度でございます。

して、これは、2013年から2017年、平成29年度末になるわけでございますけれども、3万2,800人ということを目標として、この総合計画は策定しております。マスタープランは、それに基づいて実施していくわけですが、今度、地方創生に基づく「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作り上げていく中での篠栗町総合戦略と人口ビジョンの策定につきましては、国が求めるところは、2060年或いは2040年というところでございます。

その辺はどういうふうな形でシュミレーションを作っていくかっていうのは、今、検討しているところでございますので、その礎となる5年間の総合戦略、こういうことをやっていくということの結果が、こういうこれぐらいの人口が維持できようかということをつくる作業を今審議会のほうでやっているところでございます。

○議長(阿部 寛治) よろしいですか。

はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) マスタープランの中にある平成29年、目標3万2,800人であるのは、平成29年度までに、この目標を達成するという意味では、ないんじゃないか。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) その意味で作り上げた目標でございます。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ。

○議員(古屋 宏治) そういう意味におかれまして、県が定めた数字が3万700人。

これは平成27年4月時点では、3万1,545人で篠栗町としてはクリアしております。

そういった、人口増を目指す中で、他町では町の住みやすさや良さの魅力を町外へアピールすることなど、定住促進に向けた取り組みをされております。

ますます人口増を目指している篠栗町も是非人口増を目指していただきたいと思っておりますし、この第5次総合戦略の中で、県が3万7,000人と書いてある中で、篠栗町のマスタープランには44年目標3万700人ということで、今の人口より減っておりますので、下がる目標じゃなくて、是非増やす目標のほうを検討していただきたいと思っております。

○議長(阿部 寛治) 要望ですか。

○議員(古屋 宏治) はい。

○議長(阿部 寛治) 何か答えることはありませんか。

では、2問目をどうぞ。

○議員(古屋 宏治) 2問目「篠栗町都市計画マスタープラン策定委員などの選任について」のご質問です。

篠栗町都市計画マスタープランを拝見させていただき、素晴らしいまちづくり計画だと思いました。

これからのまちづくりの中で、都市計画、土地利用計画を作成する策定委員などの選任について、法的な基準があるかをお聞かせください。

お願いいたします。

○議長(阿部 寛治) はい、町長。

○町長(三浦 正) 古屋議員の2問目のご質問についてお答えいたします。

「篠栗町都市計画マスタープラン策定委員などの選任について」のご質問でございました。

地方自治法では、町の執行機関において、審議会や審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。というふうに定められております。

都市計画を決定する場合における事前審議や、町長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議等を行う「篠栗町都市計画審議会」や、平成13年に策定され、平成27年3月に改定した、都市づくりの理念や目標、課題に対応した整備方針等を明らかにする「町の都市計画に関する基本方針」の検討、審議及び助言を行う、いわゆる篠栗町都市計画マスタープラン、これの改定委員会では、町長の附属機関として設置しているところでございます。

そこで、当該機関の委員の選任につきましては、それぞれに条例等で員数や構成員を定めて、町長において選任しておるところでございしますが、特に、法的に基準が設けられているわけではございません。

具体的には、都市計画マスタープラン改定委員会要綱第3条において、委員会の委員は、20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命するとしておりまして、

- (1)学識経験者
- (2)各種団体の代表者等
- (3)住民の代表者
- (4)篠栗町議会議員
- (5)関係行政機関及び町の職員
- (6)前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める者

としております。今回の改正においても、こうした要綱の規定に従って、会長に九州

大学工学部でまちづくりを専門に携わっていらっしゃる坂井教授にお願いし、九州産業大学の日高教授、あるいは、上位の行政機関として福岡県建築都市部 赤星都市計画課長等町外の識者と、それから町議会、町内各種団体の代表者にお願いして18人で構成いたしました。

なお、土地利用計画につきましては、平成15年3月に「第二次篠栗町国土利用計画」を策定しておりますが、附属機関は設置しておりません。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、町長の答弁に対して。

○議員(古屋 宏治) 第5次篠栗町総合計画審議会の委員の方は、幅広く多方面より選任され、女性の方も多くいらっしゃいました。

今回のマスタープラン策定に関しましては、土地利用、用途の問題を踏まえた都市計画であったと思います。

篠栗町の中にはたくさんの生きた経験と実績を持った土地利用の専門家がいらっしゃいます。専門家の方々は、福岡都市圏のいろいろな方々との交流、勉強会にも参加されておられ、大切な我が町(篠栗町)の将来についても勉強されておられます。

まさに、これからの生活の場をどのような場所、地域で暮らしていきたいのか、教育、税金の問題、交通の利便性、自然環境、防災対策、こどもをどのような町で育てたいか、老後をどのような町で過ごしたいか、生の声を聞いておられ、相談を受けておられます。

篠栗町に人が集まり、住みたいと思っておられる方々の希望をつくるまちづくりのためにも、専門家を登用されてはいかがでしょうか。

また、ほかにもいろいろな附属機関があると思います。町の中には、いろんな専門家が実務を経験されてこられた方がたくさんいらっしゃいます。

計画策定時には、その担当事務の専門家を1人でも2人でも多く入れられてはいかがだと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいま、議員からのご指摘のとおりでございまして、私どもも選定に当たっては、その趣旨に沿った専門家を順次選んでいるつもりはございますが、まだ多く私どもの情報をしっかり広げて、広い範囲から今おっしゃったような方々を次のいろいろな委員会の選定、審議会の選定委員には、努力して取り込んでまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

はい、以上です。

○議員(古屋 宏治) はい、ありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) では、7番 横山議員。

質問をお願いいたします。

○議員(横山 久義) 議席番号7番 横山でございます。

「住居表示に関する」質問を行いたいと思います。

現在、我が町の住居表示は、地番の前に大字の地名を付けた旧来の方法を用いていますが、この方法だと地番が不規則で場所が分かりづらく不便であるとの指摘があります。

また、大字が付くこと自体嫌だとの声も多く聞きます。

そこで従来の方法を変更し、新たに〇〇丁目〇〇番地といった表示方法を採用する事例が、ほかの自治体では、増えてきているのも事実であります。

私は、我が町も速やかに新しい住居表示に切り替えるべきだと考えております。

ですから、そのことを前提に次のような質問を行います。

一つ目は、町長が、現在の我が町の住居表示の不便さをどう捉えてあるのか。

そして、新たな表示方法の必要性をどのように認識してあるのかをお尋ねをいたします。

次は、もし新しい住居表示の必要性を感じてあるのなら、今後どのようにして、具体化されるつもりなのかをお聞かせ願います。

また、参考までに、糟屋地区のほかの自治体における新しい住居表示の取り組みについて、取り組み時期や進捗状況等について、教えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

市町村の中で、市はいきなり〇〇市で表示できるのに、町村はその前に〇〇郡を付けて表示しなければなりません。郵便番号制度も定着し、しかも、平成の合併により町村の数も半減してることを考えれば、〇〇郡の表示は必要ないと考えます。

国は、地方再生に力を入れているようですが、真剣にそのことを考えるなら、まずは、町村に住む人たちが忌み嫌う〇〇郡の表示を外すことから始めるべきではないかと思います。

不要な郡部の表示をなくすよう、全国町村会から国に要望するよう働きかけてはいかがでしょうか。

町長の見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長、答弁をお願いします。

○町長(三浦 正) 横山議員の「新しい住居表示について」のご質問にお答えいたします。

議員のご質問の中にありましたとおり、我が町の住居表示は旧来の大字・番地方式のままでございまして、大字尾仲や大字篠栗など広範囲に広がり、番地名を聞いただけではどのあたりを指すのか、分かり兼ねる状況でございます。

私もこの問題については、将来解決し、丁目・番地に変更したほうが良いと考えておりますし、従来からそういう検討が重ねられてきたようでございます。私も担当課に指示を出しまして、検討してみましたが、思いのほか予算執行を伴い、何年もかけて徐々に進めなければならないことから後送りにしてきた案件でもあるわけでございます。

ここ数年、近隣町でも取り組みが進んでいることから、そろそろ取り組みを具体化しなければと考えております。その点を踏まえて、ご質問の各項目についてお答えいたします。

まず、1点目の「住居表示の必要性」については、ただいま申し上げたとおり、重要と考えておりますし、必要性は認識しております。

街区内に整然と規則どおりに番号をつけることにより、郵便物や宅配業務がスムーズに行えること、家や会社を容易に見つけられること、また、緊急車両が早く現場に急行することが可能となることや、行政事務においても効率化が図られることから、町として取り組むべき事業の一つであると考えております。

続きまして2点目の「具体的なスケジュールや方法」についてお答えいたします。

篠栗町では、平成19年度に「住居表示整備計画書」を作成いたしましたが、計画書を作成されてから年月が経過しておりますので、実施するには、まずその計画の見直しを図り、住居表示審議会を立ち上げる必要があります。

また、地区計画の開発に伴い、団地開発等の計画が考えられておりますので、まずは、そのあたりから実施するのが、やり易いとも考えているところでございます。

今後におきましては、町として実施すべき事業がほかにもあります。多数ございますが、時期につきましては、他の事業との兼ね合い及び財政状況等を勘案しながらもできる限り早急に検討し実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして3点目の「糟屋地区内の住居表示の取り組み」についてお答えいたします。

糟屋地区の住居表示実施状況でございますが、古賀市、宇美町、志免町、新宮町、

粕屋町が住居表示の整備事業を実施しており、古賀市、宇美町、志免町、新宮町は、整備計画の約８０％が完了いたし、粕屋町は約５０％強が完了している状況でございます。

また、須恵町、久山町は、私どもの町と同様未実施の状況でございます。

２番目のご質問の郡部の表示をなくすことについてでございますが、住居表示は町の後に続く「大字」から変更となるものでございます。

住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条に「市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表示するには、都道府県、郡、市、区及び町村の名称を冠する」と規定してありますので、住居表示を行うにあたり、郡部の表示をなくすことは、現状できないものと考えざるを得ないと思いますが、ただ今お考えのとおり、全国の町村が声を上げていくことは、なかなかおもしろい取り組みではないかと思えます。

次回の糟屋郡の町村会の中でも、こういうご意見があったということはしっかり伝えながら、今後、検討を重ねていきますが、私は糟屋郡という名前を忌み嫌っているのは、全員ではないとは思ってはおります。

糟屋郡篠栗町というところに、糟屋郡のそれぞれの郡内の７町長は、糟屋郡の一体感を持っておるところでもありまして、糟屋郡というものが、全国一の郡だということの誇りを持って取り組んでいるところでございますので申し添えておきます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員、再質問どうぞ。

○議員（横山 久義） ６月議会で、九大演習林の用買を町がしました。

そこの地区に企業を誘致するということでございます。

その計画は、完成が何年先になるか分かりませんが、できたらそこの地区にですね、来る企業が新しい住居表示、いわゆる何丁目何番地というような住居表示でですね、スタートできるようなもの考えるのも町としては大事ではなかろうかと、勿論、この住居表示に多くの費用がかかることは承知しております。

しかし、ほかの自治体でできているわけですから、我が町ができないというわけにはいかないと思えます。

それから近年、我が町、非常に住みやすいと言われながら、人口が横ばい、あるいはまた減少傾向にございます。いろんな原因があるかと思うんですが、その中の一つに、ひょっとしたら、いわゆる住居表示が旧態依然ということもですね、やはり篠栗に移り住まれる方の脳裏にあるんじゃないかなという心配もございます。

ですから、やはり検討も勿論当然していつてもらわなければなりませんけども、やはり速やかにですね、できるだけ早く着手し、場合によっては、どこかをモデル地区なんかをつくってやるというようなことから始められればどうかなというふうに思っております。

それから郡部の問題ですが、糟屋郡の糟屋が嫌だと言ってるんじゃないですね。よく若い人たちが言われるのは、「あなたは郡部ですか。」と言われるのが、非常にやはり抵抗があるみたいなどころがありますんで、そういう無駄な何々郡というのは、これは制度上そうなってます今のところですね、それを簡単にはどうのこうの言えないことは分かっています。

ですからそのため、やはり全国町村会というのがあるかと思いますが、そこら辺も、もう一度認識を改めてですね、積極的にやっていただきたい。

ですから、答弁は最初のほうの再質問についてですね、具体的なことはここできないにしても、早急にやられる覚悟のほどを教えていただければと思っております。

○議長(阿部 寛治) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまの再質問に対してお答えいたしますが、冒頭申し上げましたように、私も住居表示の変更については、本当に取り組みをスピード感を持ってやっていかなければいけない課題と思っているところでございます。

法務局といろいろ協議をしたことがございますが、これについては一つの町でも単年度で到底できるものではございませんで、まず、例えば大字篠栗という大きなところを全部、いわゆる地番を変更するためには大字篠栗を一遍無くして、それぞれの地名を全部つくって、それをまた法務局で登録して、そしてそれぞれの町名番地をつくっていくという作業になりまして、どこの町におきましても、長くて10年計画ぐらいの進捗で進んでいるところでございます。

そうした意味からも私どもも早急に取り掛かりは進めないと、これから10年間ぐらいかけてやっていくという作業にもなっていきますでしょうし、そしてまた、現在の行政区がそのままその新しい町に移ることが可能かどうか、尾仲とか庄とか数千人単位で居住されてある地区についてはどうか、それについて、今度は居住区が変わったら、行政区もまた区分けするのかなといういろいろな課題があるわけでございまして、その辺のところをしっかりと審議会の中で、そしてあるいはまた住民の皆様のお声もいただきながら検討して、できるだけ早目に実現をしていきたいと考えております。

○議長(阿部 寛治) はい、横山議員。

○議員(横山 久義) 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(阿部 寛治) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後 0 時 0 0 分

平成27年第3回(9月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

9月18日(採決)

平成27年 第3回 定例会 会議録

日時 平成27年9月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	6番	今	長	谷	武
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産業観光課長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上下水道課長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社会教育課長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前 10 時 00 分

○議長(阿部 寛治) おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、9月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、本日、町長より、議案の撤回請求と追加議案が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

また、議員発議1件の提出がっておりますので、この案件も本日の議題といたします。

では、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案の撤回請求についてを議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

それでは、議案撤回の理由を御説明いたします。

平成27年9月16日に開催されました予算特別委員会におきまして、議案第58号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について、マイナンバー制度導入に伴い、庁舎窓口の住民サービス向上のための1階フロアの全面改修及び情報システムのセキュリティーに万全を期すためのネットワーク整備を追加計上すべく提案しておりました。

そのうち、1階フロアの全面改修に係る部分について、改修内容に大幅な変更が生じたため、修正すべきと判断し、議案の撤回をするものでございます。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) お諮りします。

ただいま議題となっております議案の撤回請求について、許可することに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがいまして、議案の撤回請求については許可することに決定しました。

日程第２、議案の上程をいたします。

本日、町長から提出されております議案は、議案第６１号の一議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまは、議案第５８号の撤回につきまして御承認賜り、誠にありがとうございました。

それでは、改めまして議案第６１号 平成２７年度篠栗町一般会計補正予算(第２号)修正について説明をいたします。

本議案は、平成２７年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億６，１１９万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９６億６，０５６万８，０００円とするものでございます。

詳細な説明につきましては、議案第５８号から修正した部分のみを申し上げます。

歳入につきましては、普通交付税４，１５３万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費におきまして、マイナンバー制度導入に伴い、庁舎窓口業務の住民サービス向上のための１階フロアの改修及び情報システムのセキュリティに万全を期すためのネットワーク整備に、７，１０３万８，０００円を追加計上するものであります。

当初、１階フロアの全面改修の予算を計上しておりましたが、現在行っている本庁舎の耐震診断調査において、本庁舎の耐震指標のⅠｓ値が０．４しかなく、震度６以上の揺れで倒壊または崩壊する危険性があるとの中間報告を受けたことから、必要最小限の改修に変更するものでございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長(阿部 寛治) ただいま、提案理由の説明に対して大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第３、議案の委員会付託についてを議題といたします。

本日上程されました議案第６１号は、議案付託表のとおり、ただいま設置しております予算特別委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、その通りに付託することに決定いたしました。

それでは、ここで本会議を暫時休止といたします。

これより直ちに予算特別委員会を開催いたしますので、議員の皆さんは全協室へお集まりください。

暫時休止 午前 10 時 5 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長(阿部 寛治) では、皆様方再開いたします。

日程第 4、議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第 5 号)。

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて(専決第 5 号)。

篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同上第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求められたものであります。

改正の概要としては、国民健康保険税の賦課限度額を改正する条例の一部に改正漏れがあったため追加改正を行ったものであります。

なお、本条例は公布の日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用するため、27 年度以後の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、従前の例によります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４２号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第５、議案第４８号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題にいたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第４８号 篠栗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第９条第２項及び同法第１９条第９号に規定する個人番号の利用及び特定個人情報の提供を可能にする必要があるため、本条例を制定するものであります。

本条例の内容は、番号法で個人番号を利用できる社会保障関係の手続き、税務関係の手続き、災害対策に類する事務で、町独自の事務として、乳幼児子ども医療費の給付事務、重度障害者医療費の給付事務、ひとり親家庭等医療費の給付事務の３事務を本条例で規定し、個人番号の利用ができるようにするものであります。

また、教育委員会にも、特定個人情報の情報連携を可能にするための規定も併せて整備するものであります。

委員会では、個人番号の利用に伴い、特定個人情報の流出のおそれはないかとの質疑がありましたが、執行部は、情報の利用に個人番号を使用することはなく、秘匿性は高い、また、併せて各種セキュリティー強化を行い、流出防止に努めるという回答でありました。

なお、この条例は平成２８年１月１日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４８号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第６、議案第４９号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第４９号 篠栗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第３１条に基づき、保有する特定個人情報の保護を実施するにあたり、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものがあります。

番号法に規定される個人番号を含む個人情報である特定個人情報は、国の行政機関や地方公共団体間で、情報連携が予定され、町内でも個人番号を使った事務が行われます。

この特定個人情報は、従来の個人情報より厳格な保護、管理が求められております。

改正の主な内容は、特定個人情報ファイルの保有並びに特定個人情報の利用制限及び利用停止について規定するとともに、特定個人情報保護評価に関する事項を、篠栗町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務とすることを附則において規定されたもので、なお、この条例は平成２８年１月１日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第50号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日から一部施行されるのに伴い、所要の規定を整備するため、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、交付される通知カードの再交付手数料を1枚につき500円と定めるものであります。

なお、本条例は、平成27年10月5日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて、原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 51 号 篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 51 号 篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、平成 27 年 3 月に策定された篠栗町都市計画マスタープランの重点施策である住民・事業者と行政の協働による都市づくりを行う一つの手法である地区計画制度を適正に運用する目的で、都市計画法第 16 条の規定に基づいて、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、地区計画等の原案の提示について必要があると認めるときは、説明会の開催等、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、住民または利害関係人が、地区計画等に関する都市計画の決定等について、申し出の方法を定めるものです。

この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 51 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 52 号 篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の

制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第52号 篠栗町バイオマス産業都市構想策定検討委員会条例の制定について。

本条例は、本町における森林資源とバイオマスエネルギーを活用したバイオマス産業都市の可能性について調査検討を行うために、委員会を設置する必要があることから本条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、委員会の構成メンバーは、学識経験者、森林組合、住民の代表者など6人以内で組織し、その任期は、当該調査に対する答申を町長に行う平成28年3月31日までであります。

なお、本条例は公布の日から施行され、施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集するものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号 平成26年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第５３号 平成２６年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について。

本案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度篠栗町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 ９億 ７,８９９万 ７,９２１円。

歳出総額 ９億 ２,１９万 ９,５０２円。

歳入歳出差引額 ３億 ９,６７９万 ８,４１９円です。

翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 ７,７０９万円。

実質収支額は、３億 １,９７０万 ８,４１９円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５３号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第１１、議案第５４号 平成２６年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第５４号 平成２６年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案は、地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度篠栗町国民

健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 33 億 579 万 6,307 円。

歳出総額 33 億 9,064 万 2,526 円。

歳入歳出差引額マイナスの 8,484 万 6,219 円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、マイナス 8,484 万 6,219 円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 54 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 12、議案第 55 号 平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 55 号 平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

歳入総額 3 億 5,202 万 3,525 円。

歳出総額 3 億 5,100 万 8,426 円。

歳入歳出差引額 101 万 5,099 円。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 101 万 5,099 円です。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定するために賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 13、議案第 56 号 平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第 56 号 平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

なお、篠栗町流域関連公共下水道事業会計は、平成２６年度から地方公営企業法を適用した会計に移行しましたので、本決算は、法適用後、最初の決算となっています。

地方公営企業会計について、下水道事業会計、収益的収入額（税込）８億３８５万４，７５０円。

収益的支出額（税込）７億８，９１２万６５７円。

当年度純利益（税抜）１，６６１万５，７３１円。

前年度繰越利益剰余金０円。

当年度末処分利益剰余金１，６６１万５，７３１円です。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の認定を求められた剰余金処分１，６６１万５，７３１円。

自己資本に組み入れ１，６６１万５，７３１円。

処分後の自己資本金３，６５１万４，０７５円。

処分後の繰越利益剰余金０円です。

次に、資本的収入額（税込）３億９１４万７，７００円。

資本的支出額（税込）３億９，９８０万９，５００円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する９，０６６万１，８００円は、当年度利益剰余金処分量１，６６１万５，７３１円及び当年度損益勘定留保資金７，４０４万６，０６９円で補填しております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第５６号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第１４、議案第５７号 平成２６年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本案も決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○決算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第５７号 平成２６年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、平成２６年度篠栗町水道事業会計決算に伴う剰余金を平成２６年度篠栗町水道事業剰余金処分計算書のとおり処分し、併せて同法第３０条第４項の規定により、平成２６年度篠栗町水道事業会計決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求められたものであります。

なお、篠栗町水道事業会計は、平成２６年度から新地方公営企業会計を実施しています。

地方公営企業会計について、水道事業会計、収益的収入額（税込）４億７，１７９万７，３１０円。

収益的支出額（税込）４億９，９６５万４，３０８円。

当年度純損失（税抜）３，０１４万７，６９４円。

前年度繰越利益剰余金２億３，８０４万３，５９９円。

当年度末処分利益剰余金２億７８９万５，９０５円です。

収益的収入額が収益的支出額に不足する３，０１４万７，６９４円は、前年度繰越剰余金で補填しております。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の認定を求められた。

剰余金処分０円。

自己資本金に組み入れ２，０５８万７，００５円。

処分後の自己資本金１５億６，７７６万５，１６８円。

処分後の繰越利益剰余金２億７８９万５，９０５円です。

次に、資本的収入額(税込)０円。

資本的支出額(税込)１億２，７９８万５，５２４円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する１億２，７９８万５，５２４円は、当年度

消費税資本的収支調整額 2 2 9 万 6 9 6 円。

損益勘定留保資金 1 億 5 1 0 万 7, 8 2 3 円、及び減債積立金取崩額 2, 0 5 8 万 7, 0 0 5 円で補填いたしております。

詳細につきましては、決算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略をいたします。

当委員会において、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり認定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 7 号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 1 5、議案第 5 9 号 平成 2 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 5 9 号 平成 2 7 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 6, 0 7 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 億 1, 7 2 2 万 4, 0 0 0 円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、一般被保険者国民健康保険税医療給付費分現年課税分を 5, 4 1 3 万 9, 0 0 0 円追加補正し、退職被保険者等国民健康保険税医療給付費分現年課税分を 7 6 5 万 7, 0 0 0 円追加補正するもの、また国県交付金等の額の決定により予算整理するものが主なもので、歳出予算においては、後期高齢者支援金等の増額や平成 2 6 年度保険給付費などの精算に伴う償還金 5, 2 9 1 万 5, 0

〇〇円の追加補正、退職被保険者償還金 7 6 5 万 6 , 0 0 0 円が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 5 9 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 6、議案第 6 0 号 平成 2 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 6 0 号 平成 2 7 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 9 7 0 万 4 , 0 0 0 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1 8 6 万 6 , 0 0 0 円とするものです。

補正内容は、歳入予算では、後期高齢者医療保険料滞納繰越分を 8 0 9 万 9 , 0 0 0 円追加するものと、繰越金を 1 5 8 万 3 , 0 0 0 円追加するものが主なものであります。

歳出予算では、平成 2 6 年度の保険料滞納繰越額の歳入確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金 9 6 6 万 7 , 0 0 0 円の追加補正が主なものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされております

ので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決しております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 60 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

ただいま、予算特別委員会に付託中の議案第 61 号について、委員会の審査が終了しましたので、議案第 61 号を本日の日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、議案第 61 号 平成 27 年度篠栗町一般会計補正予算(第 2 号)修正についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第 61 号 平成 27 年度篠栗町一般会計補正予算(第 2 号)修正について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,119 万 3,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,056 万 8,000 円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、地方特例交付金 3 億 9,400 万 7,000 円。

国庫支出金のうち、母子保健事業費負担金 1 6 9 万 2, 0 0 0 円。

県支出金のうち、工場適地調査補助金 5 0 0 万円。

繰越金 1 億 1, 9 7 0 万 8, 0 0 0 円を、町債のうち臨時財政対策債 7 2 5 万 9, 0 0 0 円。

防災対策事業債 2, 0 0 0 万円。

地域活性化事業債 3, 2 4 0 万円をそれぞれ増額補正し、地方交付税のうち、普通交付税 4, 1 5 3 万円を減額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、総務費において、バイオマス産業都市構想計画策定に 3 5 0 万 2, 0 0 0 円。

篠栗北地区産業工業団地予定地の地質調査に 2, 1 6 7 万 6, 0 0 0 円。

マイナンバー施行に伴う情報セキュリティ対策及び庁舎フロアのレイアウト変更費用に 7, 1 0 3 万 8, 0 0 0 円の増額。

民生費において、国県補助金返還金に 1, 0 4 1 万 5, 0 0 0 円の増額。

衛生費において、療育医療費に 4 0 0 万円の増額。

国県補助金返還に 8 3 万 8, 0 0 0 円の増額。

商工費において、若杉地区の公衆トイレの増設費用に 3, 3 6 9 万 6, 0 0 0 円の増額。

観光農園調査委託業務については、2 7 0 万円の減額。

土木費において、下町・若杉線道路拡幅のための用地先行取得経費 5 7 0 万円。

七曲り線防災工事費 2, 0 0 0 万円。

健康広場の測量費用として 2 5 8 万 7, 0 0 0 円の増額。

消防費において、消防小型ポンプの購入費用に 3 4 8 万円の増額などです。

地方債では、地域活性化事業債において、起債の限度額 3, 2 4 0 万円を追加し、臨時財政対策債の起債の限度額が 4 億 1, 0 0 0 万円から 4 億 1, 7 2 5 万 9, 0 0 0 円に、また、防災対策事業債の起債の限度額が 7, 3 0 0 万円から 9, 3 0 0 万円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて、原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) 質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対討論から。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 6 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 7、請願 1 号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 請願 1 号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

本請願は、篠栗町大字和田 9 1 0 番地 1 7 5、一ノ瀬治茂氏から提出されたものであります。

請願の主な内容は、以下のとおりです。

平成 2 3 年度に義務標準法が改正され、平成 2 4 年度は加配措置とはいえ、前年度の 1 年生に引き続き、小学 2 年生の 3 5 人以下学級が実現した。

さらに、中学 3 年生までの 3 5 人以下学級を実現すべく、概算要求を行ったが今だに実現には至っていない。

文部科学省が平成 2 2 年に実施した今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小中学校の学級規模として 6 割以上が、2 6 ないし 3 0 人の規模が望ましいという意見をあげている。

また、憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても、だれもが一定水準の教育を受けることができるということですが、しかしながら、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、教育条件整備面における格差も生み出している。

なお、G D P に対する教育支出の割合は、O E C D 加盟国 3 1 カ国の中でも、日本が最下位であり、こうした面からも教育予算の充実は早急に行われるべきである。

そこで、平成 2 8 年度の政府予算編成において。

1、少人数学級を推進すること。

当面、小学校3年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。

2、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、請願1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第18、発議第2号 篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を広報編集特別委員長に求めます。

今長谷委員長。

○広報編集特別委員長(今長谷 武和) 提案理由の説明をいたします。

発議第2号 篠栗町議会 議長 阿部寛治 殿。

篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び篠栗町議会会議規則(昭和39年会議規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

平成27年9月8日、提出者、篠栗町議会広報編集特別委員会委員長 今長谷武和、提出理由、本委員会の所掌事務に新たに広聴に関する事務を規定するため、本条例の一部を改正するものである。

はい、内容を説明いたします。

本委員会の主とする事務は、議会広報の編集発行であります。

これまで議会だよりの発行に当たっては、住民に親しみやすく、分かり易く住民目線に立った紙面づくりを第1に心がけ、編集に当たってまいりましたが、地方創生の総合戦略策定を機に、今後さらに住民参加型の紙面づくりを実践していくため、広報広聴機能を果たす委員会として、広報の編集発行はもとより、町内で活動しておられる団体の方々等との意見交換会などの実施に取り組み、その成果を議会だよりに掲載して、議会広報の充実を図り、町民の皆様の議会への理解と関心を高めるとともに、町政への繁栄を図ることを目的とするものです。

改正の主な点は、新旧対照表で説明いたしますと、まず題名、篠栗町議会広報編集特別委員会設置条例を篠栗町議会広報広聴委員会設置条例に改め、第1条の見出し、目的を設置に改めて、これまでの主な事務であった議会広報の編集発行に加えて、町民の意見を広聴する意見交換会などの開催や組織並びに会議の運営等について、新たに規定するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいま、提案理由の説明を受けました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでタブレットにメール送信しておりました各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑ありませんか。

はい、ないようですので質疑を終わります。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成27年第3回定例会の閉会にあたり御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

専決処分1件、人事案件5件、条例の制定5件、平成26年度一般会計ほか特別会計の決算の認定について3件、流域関連公共下水道事業及び水道事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について2点、本日御審議いただきました追加議案も含めて、平成27年度補正予算3件の上程をいたしました19議案について、全て可決、認定を御承認いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本定例会における議案第58号 平成27年度一般会計補正予算（第2号）の審議において、開会日の提案理由にて御説明しておりました情報システム管理費において、レイアウト等を大幅に変更を余儀なくされたにもかかわらず、金額の修正をせずに提案いたしました。

予算特別委員会での御審議の過程において、厳正なる予算審査を蔑ろにするものであり、予算執行の透明性を損なうものであるとの御指摘を受け、議案第58号を取り下げ、新たに議案第61号として修正御審議いただきました。

当初予定された議事日程を変更する事態となりましたことは、執行部として大い

に反省すべきであり、今後かかることのないよう、議案については十分検討を重ねた上で上程し、客観性の高い説明資料に基づき御審議賜るよう努めてまいります。

今後とも、何とぞよろしくお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

平成26年度決算の認定をいただきましたが、監査委員の御指摘にはありまして、経常収支比率や財政力指数が悪化したことを踏まえ、歳入において自主財源の増加を目指すとともに、歳出においては、さらなる効率化による削減を目指して、役職員一同、今後とも努力して参ることをお約束いたします。

また、本定例会においては、篠栗町の明るい将来に向かっての前提を支える、前進を下支えするべく、篠栗町地区計画手続条例の一部を改正する条例、篠栗町バイオマス産業都市構想認定に向けた補正予算等御審議、御承認賜りました。

これまで進めてまいりました篠栗町第5次総合計画、篠栗町「ささぐりみんなの道標」や篠栗町改定マスタープランのビジョンを具体化するための大事な手だてであります。

国の地方創生における篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定とも呼応させまして、実現可能な事業を着実に進める所存でございます。

さて今回、今国会では、集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案等の審議が大詰めを迎えております。

マスコミは、安倍首相が切れ目のない安全保障を掲げているに対して、歯止めのない安全保障となる危惧をさらしているとして、国民の多くが納得してないと批判的な論調であります。

今日にも成立する可能性のある本法案をめぐる今後の状況について、我々も国民の1人として大きな関心を持って注視してまいりたいと思っております。

篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けての現在の状況でございますが、年内策定に向けて、着々と議論を重ねている状況でございます。

取り組み当初から説明しておりましたとおり、平成28年1月中旬以降に、平成27年度の国の補正予算による各種事業への交付金の開示が予想されますが、その時点において主体的に申請に動けるよう、篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略を完成させたいと考えております。

昨年度も申し上げましたが、9月の定例会において、前年度の総括とも言える決算認定の議会審議をいただき、御意見を賜ることは、本年度の後半における行政施策、事業の展開において力強い後押しとなるものでございます。

軌道修正を加えながら、平成２７年度当初予算に盛り込んだ諸施策について、着実に完了するよう努力してまいります。

また、年度の継続性を重視する中で、翌年度以降の篠栗町が取り組むべき課題を検討する時期に来ております。

１０月以降執行部におきまして議論を深め、平成２８年度の事業項目案を固めてまいりますので、議員各位におかれましても、各自が日頃からお考えの町の課題について御意見を賜ればありがたいと存じます。

何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも町職員一丸となって、諸案件の解決と篠栗創生のために努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては引き続き御指導、御協力賜りますようお願い申し上げまして、篠栗町議会平成２７年度第３回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成２７年第３回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後０時１５分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

大楠 英志

篠栗町議会議員

横山 久義
